

制定	平成13年12月27日	中国運輸局公示第166号
改正	平成14年5月28日	中国運輸局公示第28号
改正	平成14年7月18日	中国運輸局公示第61号
改正	平成17年4月8日	中国運輸局公示第2号
改正	平成18年9月29日	中国運輸局公示第72号
改正	平成20年6月30日	中国運輸局公示第43号
改正	平成27年7月21日	中国運輸局公示第32号

公 示

道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の 利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月27日

中国運輸局長 中村達朗

記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

1. 高速バス路線（50km未満の利用が可能なものを除く。）の休止又は廃止
2. 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止
3. 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止
4. 休止から1年を経過した路線の休止又は廃止
5. 休止又は廃止する区間の距離が300メートル以内の路線の休止又は廃止
6. 付替路線（停留所の位置の変更が300メートル以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止
7. 休止又は廃止の区間と並行する路線（鉄軌道等を含む。）が存在し、休止又は廃止の区間の全ての停留所と当該並行する路線に近接する停留所（駅を含む。）との距離が300メートル以内であるもの
8. 深夜バス（23時～4時）のみの路線の休止又は廃止
9. テーマパーク等への直行路線等の、沿線住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止
10. 依頼主の要望により運行する路線であって、当該運行依頼の終了が書面により明らかな路線のうち、沿線住民の日常的な利用がないと認められる路線の休止又は廃止
11. 休止又は廃止する路線の存する市町村から書面による合意を得ているもの
12. 当該路線の休止又は廃止について地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会で協議が調っているもの

附 則（平成13年12月27日）

この公示は、平成14年2月1日から適用する。

附 則（平成14年5月28日）

この公示は、平成14年6月1日から適用する。

附 則（平成14年7月18日）

この公示は、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成17年4月8日）

この公示は、平成17年5月1日から適用する。

附 則（平成18年9月29日）

この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月30日）

この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成27年7月21日）

この公示は、平成27年8月1日から適用する